

会計事務所がこっそり教える 税金マル得情報

2020年12月号

「会社からの定額の見舞金は、医療費控除の補填金にはならない」

1. 医療費控除は家族の分を合算できる

役員や従業員が会社の業務とは関係なく、転んで頭を打ち、腕を折るなどして病院に駆け込んだとします。この治療費を会社が負担した場合には、役員であれば役員賞与、従業員であれば給料とみなされて、所得税がかかってしまいます。特に、役員賞与となれば、会社の経費としても認められません。

そこで通常は、個人で負担してもらうことになりませんが、確定申告のときに医療費控除の対象にはなりません。医療費控除とは下記の計算式の金額で、1年間で200万円が上限となります。

$$\text{医療費控除} = \text{1年間で支払った医療費の合計額} \\ - \text{保険金などの補填金} - 10 \text{万円}$$

結果、医療費控除は給与所得から差し引くことができるため、役員や従業員が自分の経費として計上できたこととほぼ同じです。

ただし、医療保険に加入していた人が、病院ですぐに症状が回復しないと判断されて入院すれば入院給付金を、そのあとの通院の日数に応じて給付金を受け取っていることがあります。これは「保険金などの補填金」に当たるため、医療費控除から差し引く必要があるのです。

とすれば、1年間の集計とは言え、1人分では医療費の合計額が10万円を超えないこともあるかもしれません。ただし、自分の分だけではなく、同一生計の親族の医療費も合算してよいのです。妻や子供、さらには両親の医療費も合わせれば10万円を超えるケースは多いのではないのでしょうか。

このとき注意すべきなのは「医療費の合計額」とは、治療や療養を目的として支払ったものだけに限定されることです。つまり、病気の予防である人間ドックの検査費用や健康増進のためのサプリメントの購入費用などは含まれません。

それでも、先ほどの腕を折った人が病院ではなく、接骨院に通った場合には、健康保険の適用があれば、治療が目的であるため、医療費の合計額に含まれます。

さらに、合算を忘れがちな費用として交通費があります。病院や接骨院に通うために電車やバスを使うならば、その交通費も医療費の合計額に含まれます。

1回の往復運賃だけでは大した金額にはなりませんが、**1年間に何度も通う、家族の交通費も含めると意外と金額は大きくなります**。当然ですが、未就学児などが病院に行くときには親が付き添いますので、その付添人の交通費も合算できます。

2. 会社から支払う見舞金は経費になる

役員や従業員が入院した場合に、会社が福利厚生費として見舞金を支払うことがあります。見舞金は治療費ではないため、会社の経費として認められるだけではなく、受け取った役員や従業員にも所得税がかかりません。ただし、それが認められるためには2つの条件をクリアする必要があります。

1つ目の条件は、あまりに高額な見舞金は認められておらず、社会通念上良識の範囲内の金額までとなります。例えば、役員への見舞金が入院1回当たり5万円とされた事例もあります。

2つ目の条件は、特定の役員だけ、または特定の従業員だけに見舞金を渡すとその全額が給与とみなされてしまいます。そこで見舞金の規程によって、「すべての役員と従業員が対象になる」と決めておくのですが、代表取締役であっても、先ほどと同様に1回の見舞金の上限は5万円程度となります。

3. 保険金などの補填金に当たるのか

会社から支払う見舞金が、入院費や通院費に応じて計算されていると、医療費控除を計算するときの「保険金などの補填金」に含まれてしまいます。これは治療費を補填することが目的となっていて、保険金と同じ性質と見られるためです。

一方、**入院1回につき一定額を会社が支払うなどとしていれば、治療費を補填する目的とは見られないため、医療費控除を計算するときの「保険金などの補填金」に含めなくてもよくなります**。

そのため、これらを考慮して見舞金の規程を作成するのがよいでしょう。